

参考 5 スポーツ推進基本計画策定体制

(1) 小都市スポーツ推進基本計画策定委員会設置規則

(目的及び設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第4条の規定に基づき、小都市におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する小都市スポーツ推進基本計画(以下「計画」という。)を策定することを目的に、小都市スポーツ推進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20名以内で構成し、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会体育団体関係者
- (3) 教育・行政機関関係者
- (4) 公募により選ばれた市民
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により教育委員会が委嘱した日から計画の策定が完了する日までとする。

- 2 関係機関・団体等の職をもって選任又は推薦された者にあつては、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会議には、意見を聴く必要がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会に諮ったうえで、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 小郡市スポーツ推進基本計画策定委員会名簿

		氏 名	所 属	備 考
1	委員長	兄井 彰	福岡教育大学	教授
2	副委員長	石橋 篤	福岡県教育庁北筑後教育事務所	社会教育主事
3	副委員長	片山 芳幸	元小郡市体育指導委員会	元会長
4		米田 管子	小郡市体育協会	副会長
5		佐藤 吉生	小郡市体育協会	副理事長
6		柏木 和治	小郡市スポーツ推進委員会	推進委員
7		川口 セツ子	小郡市スポーツ推進委員会	女性推進委員
8		能塚 治一郎	小郡市社会福祉協議会	総務係長
9		松尾 浩樹	公募	一般
10		黒木 実馬	公募	一般
11		柴田 朋子	小郡市立三国小学校	教頭
12		福永 昌也	小郡市立三国中学校	副校長
13		熊丸 直樹	小郡市企画課	課長
14		藤吉 宏	小郡市健康課	課長
15		伊東 洋子	小郡市子育て支援課	課長
16		秋吉 留美子	小郡市教務課	指導主事

(3) 小郡市スポーツ推進基本計画事務局名簿

		氏 名	所 属	備 考
1	事務局長	佐藤 秀行	教育部長	
2	事務局次長	小中 謙一	スポーツ振興課長	
3	事務局員	檜枝 正隆	スポーツ振興課	管理係長
4	事務局員	米倉 久喜	スポーツ振興課	事業係長
5	事務局員	笠 愛子	スポーツ振興課	事業係員